

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第708号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩屋	ひき縄漁業	たちうお	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
		その他	別記の2					
阿那賀 福良	ひき縄漁業	別記の3		周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年6月27日から同年7月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第709号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準



兵庫県告示第710号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

13.3トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	10.9トン
兵庫県日本海定置漁業	2.3トン
兵庫県その他漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

11.5トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	3.7トン
兵庫県その他漁業	3.2トン



兵庫県告示第711号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

加入区		同意成立年月日
区域名	区分	
香住区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	令和5年5月29日